

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構 滞納整理システム機器 貸借及び運用保守委託業務公募型プロポーザル審査要領

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構滞納整理システム機器貸借及び運用保守委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

(審査の対象となる事業者)

第1条 審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構滞納整理システム機器貸借及び運用保守委託業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

(審査の項目及び配点)

第2条 総合点数は300点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

評価項目 ／配点	評価項目	配点
	操作性, 実用性	80
保守・サポート	80	
プレゼンテーション	40	
機能一覧, 帳票一覧	70	
見積書に関する事項 (初期導入費, 使用料・保守)	30	
合 計		300

(審査委員会)

第3条 参加者から提出された企画提案書に基づき提案を行う審査委員会を開催する。

- (1) 実施日時
令和2年11月9日(月)
- (2) 場所
高知県安芸総合庁舎(詳細日程、場所等は別途通知)

(審査の実施)

第4条 審査方法についてはプレゼンテーションにより行う。

- (1) 説明者
本業務をする管理技術者、担当技術者を含め7名以内とする。
- (2) 説明時間
1社につき40分以内とする。(機器設置、撤去の時間を含まない。)
企画提案書の説明及びシステムのデモを実施 30分程度

(3) 機材等

プレゼンテーションに必要な機材は、プロポーザル参加業者で用意すること。

ただし、プロジェクター及び投影用スクリーンについては、当機構が用意する。

(4) その他

- ① プレゼンテーションの順番は参加申込受付順とする。また、プレゼンテーション時に追加資料等の提出は認めない。
- ② 審査委員会当日に、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

(審査の方法)

第5条 審査の方法は、次の各号のとおり行う。

- (1) 提出された関係書類、提案内容及びプレゼンテーション及び金額等により審査、評価を行い、最高点を付した審査員の数が多い提案をした者を随意契約の相手候補（優先交渉権者）とする。
- (2) 最高点を付した審査員の数が同数の場合は、採点評価の最も高い提案をした者を選定する。
- (3) 審査は非公開とし、選定の結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (4) 優先交渉権者が契約締結までに参加資格を満たさなくなった時、または契約交渉が不調となった時は、次点者と契約交渉をする場合がある。

(その他)

第6条 企画提案書に基づくプレゼンテーションを高知県安芸総合庁舎内で実施することとするが、社会情勢を鑑みオンラインでの実施も検討する。ただし、オンラインによるプレゼンテーションのために必要な機材、設備等は当該業者が準備することとする。